

2009年(平成21年)7月22日

株式会社ベストブライダル代理人

弁護士 千 原 曜 様

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏

ご 連 絡

前略、貴職からの回答書を受領しました。当団体では、適格消費者団体として、従前よりトラブルの多い結婚式場・披露宴サービスの約款の契約内容に関して、これが適正化されることを目的として検討し、社団法人日本ブライダル事業振興協会や事業者各社に対して意見や申し入れをしてきました。約款内容を検討されていましたが、その活動の一環として意見交換を申し入れたものです。この問題については国民生活センターでもトラブルが多く発生している問題として平成21年6月4日報道発表されています。

上記の意見交換につき、貴社は守秘義務契約について提案されました。これまで、適格消費者団体ではいくつかの事業者や事業者団体と約款に関する協議をしていますが、守秘義務契約をしたことは聞いたことがありません。それでも提案内容によっては、守秘義務契約を締結しても良いと判断していました。しかしながら、提示された守秘義務契約の内容は極めて一方的なものであり、その内容をベースに協議できるものではありませんでした。守秘義務契約の内容について協議が整うとは考えられませんので、貴社と結婚式場・披露宴サービスの約款に関する意見交換を行うことはいたしません。

但し、当団体としては改定された貴社の結婚式場・披露宴サービスの約款の内容については検討をさせていただきますので、約款の開示と送付を再度求めるものです。

この間の経緯については公表させていただきます。

草々